

施策	34	障害者福祉の推進	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり		
施策主管課	福祉課	課長名	伊藤 晃	内線	5710	政策担当部長名	健康福祉部長 寺澤保義
施策関係課名	保健課、子育て支援課						
重点施策	関連計画	地域健康ケア計画、第4次障害者施策に関する長期行動計画、第4期飯田市障害福祉計画、飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画					

1 施策の目的

目的	対象	支援を必要とする障害(児)者及びその世帯
	意図	①安心して地域で日常生活が送られる ②療育が受けられる

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
①	支援を必要とする障害(児)者(精神障害は手帳保持者及び公費負担申請者数、身体・知的は「手帳」保持者)	人	7,753	7,347	6,953	8,569	8,539	8,475	8,489		
	内訳 身体障害(児)者	人	児: 77 者:5,531	児: 72 者:5,195	児: 62 者:4,887	児: 81 者:5,958	児: 75 者:5,780	児: 76 者:5,637	児: 78 者:5,519		
	内訳 知的障害(児)者	人	児: 209 者: 473	児: 232 者: 359	児: 202 者: 413	児: 249 者: 506	児: 205 者: 577	児: 210 者: 605	児: 202 者: 639		
	内訳 精神障害(児)者(自立支援医療対象者・障害者手帳も保持する児者を含む)	人	児: 45 者:1,418	児: 27 者:1,462	児: 26 者:1,363	児: 25 者:1,750	児: 23 者:1,879	児: 26 者:1,921	児: 22 者:2,032		
成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	実績値 28年度	目標値 28年度	指標の 傾向
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理											
①	安心して地域で日常生活が送れている割合(福祉や介護制度により安心して暮らしている)	%	47.6	50.9	50.9	56.8	54.4	52.5	55.4	60.0	○
②	療育が受けられる数 ②-1 相談数(子育て支援課+ひまわり)括弧書きは障がい児相談支援(サービス等利用計画数:H24~)	人	4,539	4,366	4,442 (52)	4,313 (219)	3,826 (265)	3,367 (437)	2,985 (500)	5,000	◎
	②-2 ひまわり通園利用実数 括弧書きは放課後等デイサービス通所利用実数(H24~)	人	37	43	49 (125)	47 (155)	45 (154)	40 (164)	51 (205)	40	○
	②-3 ひまわり重心登録児(者)数 ※H24から児童福祉法改正により重心は就学前児童に変更	人	33	36	11	9	9	5	6	10	○

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	24年度	25年度	26年度	27年度	実績値 28年度	目標値 28年度	指標の 傾向
行政	①必要な児童に療育事業を提供する。 ②障害者の自立、社会参加のため、関係法令等に基づき多様な公共サービスを提供する。 ③市民や事業者の福祉活動を支援する。	①療育手帳所持者数(18歳未満の者) (把握方法:福祉課の統計資料で把握・目標数値は次期障害福祉計画により変更)	202	206	205	210	202	200	○
		②各種支援事業等利用者数 (把握方法:福祉課の統計資料で把握)	14,247	14,641	14,510	15,105	15,980	居宅 7,600 施設 2,000	○
		③団体等支援数 (把握方法:NPO、市民団体と一般事業者を分けて把握する。福祉課の統計資料で把握)	13	13	15	17	12	5	○

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項(後期5箇年)
市民等	個人	・ボランティア活動などに参加し障害者を支援する。 ・障害者が障害者を支援する。 ・市民が障害(者)を理解する。	・ボランティア活動への参加者数	・ボランティア活動への参加の意識は高まっている。 ・ピアサポート活動に対して支援をしている。 ・障害者週間にあわせ実施した福祉映画の上映会や講演会を通して、障がいに対する正しい理解が徐々に深まってきている。
	福祉事業者 NPO法人	・障害者に対して各種福祉サービス事業を提供する。	・事業への参加者数	・平成24年度に障害者虐待防止法が施行され、障がいの権利擁護の取組みが強化された。 ・平成25年度に障害者優先調達推進法が施行され、国や地方公共団体等は、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めることとなり、供給側(福祉事業者)と需要側(国等)との調整を図り、障がい者就労施設等で就労している障がいの者の自立を促進した。
	地域の企業	・障害者の雇用を促進する。 ・障害に対する従業員の意識を高める。 ・店舗などでユニバーサルデザインを推進する。	・障害者の雇用率	・平成24年度に障害者虐待防止法が施行、さらに平成28年4月から、障害者差別解消法が施行され、解消するための措置として、差別的な取扱の禁止と合理的配慮の不提供の禁止(努力義務)がなされる。 ・長野労働局飯田公共職業安定所(ハローワーク)で把握している、平成27年6月1日現在の管内事業者の法定雇用率2.0%が適用される民間企業(50人以上規模)132社の雇用率は2.16%となっている。
	団体(市民団体)	・ボランティア活動、サポーター活動等を実施する。 (一時預かり、社会参加活動の支援など)	・ボランティア活動グループ数	・障がい者団体、障がい者支援団体や障がい者支援のためのボランティア活動は活発になってきている。

役割の発揮状況

後期(5箇年)	行政として多様な主体に対する協働の働きかけの取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法に基づいて設置された、関係機関から構成される南信州広域連合地域自立支援協議会は、身体、知的、精神及び総合の区分別の相談支援を行う中で、当圏域の障がいの者の自立支援の推進と課題の解決を行うための組織である。その部会の構成を、3障がい別(身体・知的・精神)から支援内容別(くらし・仕事・こと・権利擁護・人材育成)に改編し、機能強化を図った。</li> <li>・計画相談の更なる充実を図るため、中立かつ公正な立場での認定調査事務、障がいの者の一般相談からサービス利用までの継続性を考慮し、障害者総合支援法の規定により、障害認定調査事務を飯伊圏域障がい者総合支援センター(ほっとすまいる)に委託した。</li> <li>・市内の障がい者やボランティア団体、NPO等が行う、障がいの者の生活支援・就労支援のための活動費の一部を支援し、以って障がいの者の自立促進、地域で支え合う仕組みづくりを進めた。</li> <li>・障がいの者の方が直接市民等と接して販売することによる社会参加の機会の拡大を図るため、市役所新庁舎A棟1階ロビーにて福祉販売を庁舎移転後も継続して実施している。また、新庁舎に移ったことによる効果として、明るい雰囲気なか市民の方からの購入が増えてきている。</li> <li>・平成28年度から施行された障害者差別解消法に基づき、職員が率先して不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮に努め、障がい者に対する理解を深め、障がい特性に応じた対応ができることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に寄与するために、職員対応要領を作成して対応した。</li> <li>・平成28年4月から長野県が実施している信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度の協力施設として登録し、10月から窓口で利用証を交付している。</li> </ul>		
	多様な主体の協働を推進していくための課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設から地域社会への移行という流れの中で、適正なサービス利用を切れ目なく支援していく必要性から、サービス等利用計画の査定を進めていくとともに、市の支給決定基準を作成していく必要がある。</li> <li>・南信州広域連合地域自立支援協議会の事務局は、南信州広域連合介護保険係が担っており、相談支援事業は、NPO法人飯伊圏域障がい者総合支援センターが身体・知的・総合を、社会福祉法人楓かが精神をそれぞれ受託している。相談支援事業を受託している団体が協議会事務局となるとともに、3障害の窓口が一本化されている方が、圏域の現状や課題の把握、対策の検討などが行いやすいことから検討が必要である。</li> <li>・国が求めている障がい(児)者が安心して地域で暮らしていける「地域生活支援拠点(居住支援機能と地域支援機能)」の整備を進めていく。</li> <li>・発達障がい児(アスペルガー、自閉症、ADHD、LD)の長期休暇期間中における支援が適正に行えるように、長期休暇に入る前の早い段階での家庭、学校、計画相談支援事業所、サービス提供事業所による連携を進めていく必要がある。また、発達障がいに対して偏見を持つ高齢者の家族の方に、正しく理解をしていただく必要がある。</li> </ul>		

3 施策を取り巻く状況変化・有識者等の意見

この施策に対して有識者等(議会、市民、関係者・団体等を含む。)からどんな意見や要望が寄せられているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会から、サービスの周知を図る中で、支援を必要とする人にサービスが行き届くように努められたいと提言がある。</li> <li>・市民から、障がい者に対する理解がより一層進むよう取り組んでほしいと提言がある。</li> <li>・社会福祉審議会から、障害者優先調達推進法に関し、庁舎内の福祉販売もしいが、行政のコーディネートによるイベントや祭りでの福祉販売へシフトしてほしい。そうすることで、障害者への理解の推進と社会参加につながるという意見がある。</li> </ul>
施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うため、平成25年4月に障害者総合支援法が施行された。</li> <li>・障害者総合支援法の規定に基づき、平成27年度～29年度3カ年度の障がい福祉計画がスタートした。</li> <li>・平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の改正により、障害福祉サービス、障害児通所支援を利用する全ての利用者の方に、サービス等利用計画を作成することになり、計画相談事業の充実が図られた。</li> <li>・平成24年度に障害者虐待防止法が、さらに平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、権利擁護の取組みが強化される。</li> <li>・地域における障がいの者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点(地域生活支援拠点)の整備の方向性が定められ、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとしている。</li> </ul>

4 評価結果(後期5箇年)

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

<input type="checkbox"/> 計画どおり取り組めた
<input checked="" type="checkbox"/> おおむね計画どおり
<input type="checkbox"/> あまり取り組めなかった
<input type="checkbox"/> 達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

<input type="checkbox"/> 進んだ
<input checked="" type="checkbox"/> ある程度進んだ
<input type="checkbox"/> あまり進まなかった
<input type="checkbox"/> 進まなかった

## 5 後期5箇年の取組評価(主に取り組んできた事項とその成果・成果が得られた要因)

### 【評価結果の理由】

- ・平成25年度に障害者自立支援法から障害者総合支援法へ移行し、「飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画」を策定、その基本理念である、「みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」の実現をめざして、障がい(児)者の自立を支援するとともに、障がい(児)者及びその家族が安心して地域で日常生活が送られることを目的に、障害者総合支援法の規定に基づき平成27年度より「第4期飯田市障がい福祉計画」を策定しスタートさせた。
- ・サービス等利用計画書を作成し、障害者総合支援法に基づく各種サービスを提供し、障がい(児)者の日常生活や社会生活の支援を行った。
- ・障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、障害者差別解消法の成立により、障がい者の権利擁護が強化されたが、さらなる障がい(児)者に対する理解や社会参加、社会的障壁の除去等が必要である。
- ・以上を踏まえて施策全体の評価は「ある程度進んだ」とした。

### 【事務事業群テーマ別の評価】

#### <障害者の生活の総合的な支援>

- ・障がい(児)者の日常生活と社会生活における自立を支援するため、個々の障がい(児)者のニーズに応じた各種事務事業を実施した。
- ・平成26年度末までにサービス等利用計画の作成は完成したが、個々の障がい(児)者に対し適切なサービスを提供するために、計画相談支援の充実を図る。
- ・「地域リハビリ推進事業」において、乳幼児から高齢者まで健やかに安心して人間らしい在宅や施設生活を送るために、身体機能にとどまらず精神、環境面も含めたQOL(生活の質)を高めるための総合的リハビリテーションの支援をしており、その支援は対象者だけでなくそこに関わっている家族や介護スタッフなどにも行っている。特にポジショニングセミナーを実施し、在宅や施設での身体介助のレベルアップを図った。

#### <共生の環境づくり>

- ・障害者総合支援法の規定に基づいた障がい(児)者の自立支援と課題解決のための中核的な役割を果たす協議の場である、南信州広域連合地域自立支援協議会の部会の構成を、3障害別(身体・知的・精神)から支援内容別(くらし・仕事・子ども・権利擁護・人材育成)に改編し、機能強化を図った。
- ・飯田市障害者虐待防止センターや障害者地域自立支援協議会権利擁護部会など設置し、障がい(児)者の権利擁護に対応する態勢ができていく。平成28年度から施行される障害者差別解消法に職員が率先して合理的な配慮等に努めていくために、職員向けの対応要領を作成し研修を実施した。

#### <療育対象者の早期発見>

- ・子ども家庭応援センター、保健課(保健師)及び子ども発達センターひまわりが、連携して発達支援を中心とした相談を強化し、療育対象者の早期発見に務めている。

#### <療育の提供>

- ・計画相談事業の充実により、福祉事務所やひまわりだけでなく、相談支援事業者にて相談が受けられるようになった。
- ・障がい児に対して、放課後ディサービスなどニーズに応じた療育の提供に務めている。

## 6 上記の取り巻く状況の変化等を踏まえ、かつ、リニア時代を見据えた上での課題・その課題に取り組む際の方向性(有効策)

### <障害者の生活の総合的な支援>

- ・障がい(児)者個々のニーズに応じたサービス利用計画の作成は完成したが、施設から地域社会への移行という流れの中で、適正なサービス利用を切れ目なく支援していく必要がある。計画相談支援専門員、家庭、サービス事業者と市の担当者によるケア会議に参画するとともに、適正なサービス利用につなげていくためにサービス等利用計画の査定と支給決定基準の作成を進めていく。

### <共生の環境づくり>

- ・障がい(児)者の自立支援と課題解決のための中核的な役割を果たす協議の場として設置されている地域自立支援協議会の体制の整備と機能を強化する。また、国が求めている障がい(児)者が安心して地域で暮らしていける「地域生活支援拠点(居住支援機能と地域支援機能)」の整備を進めていく。
- ・さらなる障がい(児)者に対する理解や社会参加、社会的障壁の除去等への関心を高める普及啓発活動を進めていく。

### <療育対象者の早期発見>

- ・地域リハビリ事業を展開しながら、早期発見、切れ目のない支援、関係機関などの連携に結びつくような取組を強化していく。「発達支援」と「療育」においても同様の取組を進めていく。
- ・子ども家庭応援センターにおける相談その他各現場へ向いての取組並びにその機能を周知することにより、一層の早期発見に努め、適正な支援に繋げていく。

### <療育の提供>

- ・子ども発達センターひまわりにおける療育の提供を行っていくとともに、幼保園において早期対応ができるようなノウハウを広めていく。